



# 熊野市の主な子育て支援

福祉事務所児童福祉係 ☎0597-89-4111(内線162)

## ●保育サポーター利用費補助金

子育て家庭への支援として実施しているファミリーサポートセンター（保育サポーター）の利用料の一部を補助します。

一般家庭：小学校入学前の児童が対象

通常の利用料（1時間800円）の2分の1を補助

ひとり親家庭：小学校卒業までの児童が対象

通常の利用料（1時間800円）の4分の3を補助



### ■ファミリーサポートセンターとは？

子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手伝いをしたい人がお互いに助け合う子育て支援のことです（会員制）。

### ■こんな時にご利用ください

- ・保育所や学校への送迎と前後の預かり
- ・病院、冠婚葬祭、買い物などの外出時の預かり
- ・軽い病児や病後児、緊急時の預かり など

## ●チャイルドシート購入費補助金

チャイルドシート（ジュニアシートを含む）の購入費の2分の1を補助します。

（上限）第1子 6,000円 第2子 8,000円 第3子 10,000円



## ●放課後児童クラブ利用費補助金

ひとり親家庭（児童扶養手当受給者と同様の所得水準の者）を対象に、通常保育料（15,000円）の2分の1を補助します。

## ●保育料

国の基準額の7割程度に減額して基準を設けています。

多子家庭応援事業として、18歳未満の児童を3人以上養育して

いる場合は、第3子 5,000円、第4子 7,000円、第5子以降 10,000円を減額します。



## ●子ども医療費を支援します

高校3年生までの子どもに、入院、通院、薬剤に係る医療保険各法の規定による自己負担相当額を助成しています。

### 【対象者及び助成金額】

- ・ 中学校3年生までの子どもは、自己負担相当額の全額
- ・ 高校1年生から3年生までの子どもは、自己負担相当額の3分の2の額  
※助成に当たり児童手当法を準用した所得制限を設けています。



## ●一人親家庭医療費助成制度

入院、通院、薬剤に係る医療保険各法の規定による自己負担相当額を助成しています。

### 【対象者】

- ・ 18歳未満児を扶養している一人親家庭等の母又は父及びその児童
- ・ 父母のない18歳未満児  
※助成に当たり児童扶養手当法を準用した所得制限を設けています。

## ●おたふくかぜワクチン

【対象者】 熊野市に住所があり、平成26年4月1日以降に接種された1歳～4歳未満の幼児

【助成金額】 医療機関に支払った額の2分の1の額とし、上限3,000円

【助成回数】 同一被接種児に対し、1回限り

## ●ロタウィルスワクチン

- ・ 2回接種を必要とするワクチン

【対象年齢】 生後6週目の初日から24週目の初日までの乳児

【補助金額】 1回7,000円を上限とし、補助回数は2回まで

- ・ 3回接種を必要とするワクチン

【対象年齢】 生後6週目の初日から31週6日目までの乳児

【補助金額】 1回4,700円を上限とし補助回数は3回まで



## ●熊野市子育て支援パスポートがお得です

【対象者】 市内に住所があり、18歳未満の児童(満18歳の誕生日を過ぎて、最初の3月31日を迎えていない児童を含みます)を3人以上養育している世帯

【助成内容】 市が発行するパスポートの交付を受け、協賛店舗で買い物1,000円ごとにスタンプ1個を押印し、その合計が50ポイントになれば、2,000円分のレインボー商品券と交換できます